平成２８年（フ）第３９４号
新潟市秋葉区小須戸3870番地６　小須戸大川前住宅301号
債務者　大場澤　優
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０４号
新潟市南区白根水道町11番１－３号
債務者　齋藤　鮎美
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０９号
新潟市秋葉区田家２丁目２番６号
債務者　小島由紀子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１５号
新潟県五泉市北五泉駅前２番11号　メゾン野口Ｃ102
債務者　木村　政夫
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１８号
新潟市江南区船戸山３丁目６番41号　パサージュ102号
債務者　渡辺　駿介
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２５号
新潟市東区山木戸１丁目10番15号８　ライフデザインⅡＤ06号、前住所新潟市東区豊１丁目10番40号
債務者　武田　　竜
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２７号
新潟市北区早通北５丁目２番37―24号
債務者　阿部　英夫
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４３０号
新潟市江南区木津５丁目６番18号
債務者　駒澤　美雪
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４３号
福井市下六条町第１号４番地　ハウスやわらぎ110
債務者　平井　栄一
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
福井県鯖江市神中町３丁目７番15号　ファーストレジデンス鯖江．１―302、旧住所福井県鯖江市中野町第176号23番地
債務者　水上　末子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
静岡県賀茂郡河津町峰319番地の９　ＴＫハイツＢ202
債務者　武藤　誉貢
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第３７４号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住11―104
債務者　尾寅　幸治
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３７５号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住11―104
債務者　尾寅　優子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第４号
奈良市都祁白石町289番地　的場方、住民票上の住所埼玉県越谷市大字西方2975番地１822
債務者　佐藤　優子（旧姓的場）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
奈良市芝辻町25番地　オークハウス201号
債務者　今谷　幸洋
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６９９号
広島市南区青崎１丁目12番23―302号
債務者　大中　映子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部